



交通安全情報No.36

ストップ・ザ・交通事故

令和7年9月12日

警察本部交通部

交通総合対策センター

解説！青切符の導入と自転車ルールブック



警察庁ホームページ
「自転車ルールブック」

1 青切符導入の経緯

自転車は、幅広い世代が利用することができる身近な交通手段であるが、全国的に自転車関連事故の発生件数は増加傾向にあり、自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、

約75%には自転車側にも法令違反があります。

このような情勢から自転車交通事故と被害に遭われる方を減らすために、交通違反の指導取締りに青切符を導入し「自転車関連事故の抑止」を図ることを目的とするために導入されました。

2 自転車の指導取締りの基本的な考え方

①③は刑事手続き ②④⑤は青切符の手続き

令和7年9月に警察庁が公表した「自転車ルールブック」には、自転車の指導取締りの基本的な考えが示されています。

- 警察が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には**現場で指導警告**を実施します。
- ただし、違反自体（①②）、違反態様自体（③④⑤）が「悪質・危険な違反」であるときは検挙対象となります。

違反自体が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となります。

① 刑事手続によって処理される重大な違反

〔検挙（刑事手続により処理）〕

（例）



飲酒運転



あおり運転



ながらスマホで道路における危険を生じさせた場合

② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反

〔検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）〕

（例）



遮断踏切立入り



ブレーキなし



ながらスマホ

違反態様が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となります。

③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき

〔検挙（刑事手続により処理）〕

（例）

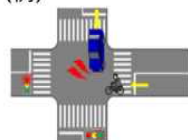


ハンドルから手を離して自転車を運転した結果、歩行者と衝突したとき

④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき

〔検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）〕

（例）



信号無視で交差点に進入し、青信号で進行している車両に急ブレーキをかけさせたとき



傘を差しながら一時不停止をしたとき

⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

〔検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）〕

（例）



警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき

その行為（違反）を行えば

即検挙...

危険を生じさせたり
指導警告に従わなければ

検挙...